

市町村・一部事務組合名	意見	理由	対応
小美玉市	<p>P2 ・広域化については、合理化を進める分、廃棄物の安定処理、生活に欠かせぬライフラインとして、ごみ処理の安定性や継続性の部分は脆弱化する。災害廃棄物の処理が行政計画として位置づけられるなか、非常時（自然災害ほか、鳥インフルや新型コロナなど）における、一時的なごみ処理需要への受け皿となる処理に係る余力は低下することが潜在的リスクとなり得る。また、プラごみへの対応や産廃を一廃施設に処理を求める動きがある中、根幹的な部分である処理そのものを定性評価に追加すべきことと、将来予測値をどう見込まれるかその辺の検討を追加すべきと考えます。</p> <p>P25 ・霞台厚生施設組合の使用目標年度（仮）：R37（2055）年については、4市町間でも具体的に合意形成されていない情報であるため（現状の広域化の状況として記載する内容ではない）、議員や地元住民等関係者に誤解を生じる懸念がありますので、削除願います。また、同ブロックで新施設の整備を検討するも同様ですので、削除願います。</p> <p>P50 ・近隣県においては、都道府県が広域協議への人的・財政的な支援を実施している事例があった。本案に記載する「市町村の求めに応じて」ではなく、あらかじめ具体的な支援策を提示することで、前期計画下においては、20年以上もの間、推進が図られなかった経緯も踏まえ、広域化計画の策定主体及び広域自治体として具体的な技術的な支援策を含めて併記すべきと考えます。 ・ごみ処理広域化に伴い、地方自治法に係る諸手続きが必要になるため、この手続きに関する、県としての姿勢やマニュアル等を近隣県等と同様に提示いただきたい。 ※協議の場、費用負担、事業主体をどうするかがポイントとなるため、県としてフォーマットやインセンティブ等を提示すべきと考えます。</p>		<p>p2 広域化した場合は、施設数が削減されるため、施設やシステムの強靱化に対する投資を重点化できるメリットがある。一方で、ブロックを超えた広域的な災害廃棄物処理体制の構築も重要であると認識している。 本計画では、非常時における処理需要について、県内で一律的な数値を算出することは困難であることから、過去の処理実績を踏まえ、人口推計を勘案して算出している。</p> <p>P25 広域化を実現するためには、施設の運転終了年度を合わせる必要があることから、本計画においては、p15「(3)ブロック毎の処理体制の検討 ア焼却施設の使用目標年度等①使用目標年度」に示したとおり、市町村が想定する使用目標年度がない場合は、一般的な焼却施設の耐用年数を考慮し、「使用目標年度（仮）」とすることとした。 また「同ブロックで新施設の整備を検討する」については、本計画上、広域ブロックが既に形成されているため、そのブロックを維持していく必要があることから記載したものである。</p> <p>P50 ・本計画の策定にあたり、前計画から広域化が進んだブロックとそうでないブロックがあるため、ブロック区割りを示すだけでなく、広域化を目指すにあたって、施設整備の状況を整理し、いつから検討を開始する必要があるか等の検討（例）を示すこととした。 人的・財政支援については、ご要望として承る。 ・地方自治法に諸手続きについて、現時点で提示する予定はない。</p>